

水系消火設備に使用する配管について- 西日本防災システム

1

屋内消火栓設備、スプリンクラー消火設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、以下(水系消火設備と表記)並びに連結散水設備、連結送水管設備の配管及び管継手等の材質は消防法施行規則第12条第1項第6号等により定められています。日本工業規格(G-3442 G-3452 G-3454等)に適合するものまたはこれらと同等以上の強度、耐食性、及び耐熱性を有する金属製のものとされていますが、これらの鋼管等の他に日本工業規格G-3448(ステンレス鋼管)及びG-3459に適合するものは強度、耐食性及び耐熱性について従来のものと同等以上であると確認されました。

これにより水系消火設備の配管等の基準について改正が行われました。

1 水系消火設備及び連結散水設備、連結送水管設備に使用する配管に使用するものとして、次のものが加えられました。

(消防法施行規則第12条第1項第6号ニ(イ)及び第31条第5号ロ)

- 日本工業規格G3448(一般配管用ステンレス鋼管)
- 日本工業規格G34589(配管用ステンレス鋼管)

2 水系消火設備及び連結散水設備、連結送水管設備の管継ぎ手に使用するものとして次のものが加えられました。

(消防法施行規則第12条第1項第6号ホ及び第31条第5号ハ)

- ア 日本工業規格B2302(ねじ込み式鋼管製管継手)
- イ 日本工業規格B2308(ステンレス製ねじ込み継手のうち材料にG-3214 またはG-521を用いるもの)
- ウ 日本工業規格B2313(配管用鋼板性突合せ溶接式継手のうちG-3468を材料とするものを除く。)
- エ 日本工業規格B2220,B2239,B2301,B2311,B2312または上記のいずれかと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとして加えられました。

3 水系消火設備及び連結散水設備、連結送水管設備のバルブ類の材質の規定に、以下のものが加えられました。

- 日本工業規格G-5101,G-5501,G-5502,G5705H5120,H5121と同等以上の強度、耐食性、及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものに加えたこと。消防法施行規則第31条第5号ニ



西日本防災システム

NISHINIHOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社TOP PAGEへ 

水系消火設備に使用する配管について - 西日本防災システム

2

- 4 水系消火設備及び連結散水設備、連結送水管設備のバルブ類について日本工業規格B2011、B2301若しくはB2051又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合することとしたこと。
消防法施行規則第12条第1項第6号 第31条第5号ニ、ロ

- 5 連結散水設備の管継手及びバルブの材質の規定に工業規格G6101 G5705と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと。
消防法施行規則第30条の3第3号

- 6 日本工業規格の改廃に伴い整合が図られました。
消防法施行規則第12条第1項第6号ホ 第30条3第3号イ及び第31条第5号ハ、ニ

- 7 連結送水管の設計送水圧力が1MPaを越える場合に用いる配管に、日本工業規格G-3448とG-3459(呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するものに限る)を加えたこと。
消防法施行規則第31条第5号

施行

平成18年10月1日

その他

この改正に伴い必要となる配管摩擦損失計算の基準の改正等については別途行われる予定です。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社TOP PAGEへ

